

○東村山市技能功労者表彰要綱

昭和55年3月28日  
訓令第1号

(目的)

第1条 この要綱は、永年にわたり同一技能職に従事し、技能の練磨及び後進の指導育成に当たり、技能技術の向上に功績を修め、東村山市の産業振興に貢献した技能者に対する表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、東村山市内において次条に定める技能職に従事する者であつて、次の各号に定める要件を満たしているものに対して行う。

- (1) 同一技能職等の従事年数が、30年以上、年齢が60歳以上である者
- (2) 現に技能職に従事し又は指導的立場にあり、卓越した技能を有し同業者及び後進の模範となっている者

(表彰対象技能職)

第3条 表彰の対象となる技能職は、別表に定めるとおりとする。

(選考委員会)

第4条 市長の諮問により、被表彰者の適正な選考を行うため、東村山市技能功労者選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員は、次の各号に掲げる区分に従い、市長が委嘱する。

- (1) 商工会代表 1名
- (2) 技能職団体代表 2名
- (3) 知識経験者 2名
- (4) 市職員 2名

3 委員の任期は、毎年度委嘱の日から顕彰の日までとし、再任を妨げない。

第5条 委員会は、委員の中から委員長及び副委員長各1名を互選しなければならない。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、議長となり議事を運営整理する。

4 委員会の議事は、出席委員の合意により決するものとする。

(報酬等)

第7条 委員(市の常勤の職員は、除く。)の報酬及び費用弁償は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年東村山市条例第12号)別表第1に定めるその他の委員会委員の項を準用する。

(選考の方法)

第8条 第3条に定める技能職に従事する者で構成する団体又は商店会、自治会及びこれらに準ずる団体(以下「技能職団体等」という。)は、当該団体の構成員の中に、第2条に定める表彰の要件を満たす者があるときは、市長に対して推薦書(第1号様式)により推薦することができる。

2 市長は、前項の規定による推薦以外の者であっても、表彰するにふさわしいと認められる者があるときは、これを対象者とすることができる。

3 市長は、前2項の規定による該当者について、委員会にこれを諮り、被表彰者を決定する。

(表彰対象者数)

第9条 表彰の対象者は、原則として毎年10名以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、10名に若干名を加えた人数にすることができる。

(表彰の方法)

第10条 市長は、次の各号に定めるところにより表彰を行うものとする。

- (1) 被表彰者に対し、表彰状(第2号様式)及び記念品を贈呈する。
- (2) 表彰が決定した後に表彰対象者が死亡した場合は、遺族に対して表彰状等を贈呈する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が委員会の意見を聞いて別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年12月26日訓令第24号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年6月28日訓令第20号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月31日訓令第11号)

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成13年8月13日訓令第12号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年10月28日訓令第8号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

表彰対象技能職

- |   |                 |
|---|-----------------|
| 1 | 建設業             |
| 2 | 製造業             |
|   | (1) 金属製品製造業     |
|   | (2) 木製品製造業      |
|   | (3) 食品製造業       |
|   | (4) その他の製造業     |
| 3 | サービス業           |
| 4 | その他市長が適当と認める技能職 |

日本標準産業分類による。